（A面）

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が１枚提出してください。

搭乗機（船舶）名			出発地				
入国日		年		月		日	
氏名	フリガナ						
現住所（日本での滞在先）							
	電話		（	）			
職業							
生年月日		年		月		日	
旅券番号							
同伴家族	２０歳以上	名	６歳以上２０歳未満	名	６歳未満	名	

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

	はい	いいえ
１．下記に掲げるものを持っていますか？		
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（B面を参照）	□	□
② 免税範囲（B面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など	□	□
③ 商業貨物・商品サンプル	□	□
④ 他人から預かったもの	□	□

＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

	はい	いいえ
２．100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？	□	□

＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

３．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？

☒ はい　（　　個）　□ いいえ

＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの**申告書を２部**、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後６か月以内に輸入するものに限る。）

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署　名

（B面）

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（Ａ面の１．及び３．ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

（注）「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

				＊税関記入欄
酒類			本	
たばこ	紙巻		本	
	葉巻		本	
	その他		ｸﾞﾗﾑ	
香水			ｵﾝｽ	

その他の品名	数量	価格

＊税関記入欄　　円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつＤＶＤ、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｸｶﾞﾒ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど）
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品（ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。）、野菜、果物、米など
＊事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲（乗組員を除く）

・ 酒類３本（７６０ml／本）
・ 紙巻たばこ。外国製及び日本製各２００本
（非居住者の方の場合は、それぞれ２倍となります。）
＊20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・ 香水２ｵﾝｽ（１ｵﾝｽは約２８ml）
・ 海外市価の合計額が２０万円の範囲に納まる品物
（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
＊海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
＊1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
＊6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。

（A面）

日本国税関
税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が１枚提出してください。

搭乗機（船舶）名			出発地				
入国日		年		月		日	
	フリガナ						
氏名							
現住所（日本での滞在先）							
	電話		（	）			
職業							
生年月日		年		月		日	
旅券番号							
同伴家族	２０歳以上	名	６歳以上２０歳未満	名	６歳未満	名	

※ 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

	はい	いいえ
１．下記に掲げるものを持っていますか？		
① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの（Ｂ面を参照）	□	□
② 免税範囲（Ｂ面を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など	□	□
③ 商業貨物・商品サンプル	□	□
④ 他人から預かったもの	□	□

＊上記のいずれかで「はい」を選択した方は、Ｂ面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

	はい	いいえ
２．100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？	□	□

＊「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

３．別送品　入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物（引越荷物を含む。）がありますか？

☒ はい　（　　個）　□ いいえ

＊「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをＢ面に記載したこの申告書を２部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後６か月以内に輸入するものに限る。）

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署　名

（B面）

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（Ａ面の１．及び３．ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

（注）「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、１品目毎の海外市価の合計額が１万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

				＊税関記入欄
酒類			本	
たばこ	紙巻		本	
	葉巻		本	
	その他		ｸﾞﾗﾑ	
香水			ｵﾝｽ	

その他の品名	数量	価格

＊税関記入欄　　円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
② けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
④ 貨幣・紙幣・有価証券・ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞなどの偽造品など
⑤ わいせつ雑誌、わいせつＤＶＤ、児童ポルノなど
⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

① 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ﾜﾆ・ﾍﾋﾞ・ﾘｸｶﾞﾒ・象牙・じゃ香・ｻﾎﾞﾃﾝなど）
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品（ｿｰｾｰｼﾞ・ｼﾞｬｰｷｰ類を含む。）、野菜、果物、米など
＊事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲（乗組員を除く）

・ 酒類３本（７６０ml／本）
・ 紙巻たばこ。外国製及び日本製各２００本
（非居住者の方の場合は、それぞれ２倍となります。）
＊20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
・ 香水２ｵﾝｽ（１ｵﾝｽは約２８ml）
・ 海外市価の合計額が２０万円の範囲に納まる品物
（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
＊海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
＊1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
＊6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。